

第 号
年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

（提案者） 様

行政機関の長等

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、個人情報保護に関する法律第114条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めるので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

（行政機関の長等）との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記2. に従って手数料（又は利用料）を納付の上、個人情報保護に関する法律施行規則第59条第1項各号に掲げる書類を 年 月 日（必着）までに提出してください。

2. 手数料（又は利用料）

- （1）納付すべき手数料（又は利用料）の額
- （2）手数料（又は利用料）の納付方法
- （3）手数料（又は利用料）の納付期限

3. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

4. その他

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。